

事 務 連 絡
令 和 2 年 7 月 7 日

公益財団法人柔道整復研修試験財団 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意した柔道整復師
の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修方
法の変更について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修方法については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付保発0116第2号）別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の6により取り扱っているところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意し、以下に示す講義の遠隔化を図り、令和2年10月開催分から変更していくことを検討願いたい。

変更する場合には、貴財団におかれては、申し込まれる方への周知を行っていただくとともに、その取扱いに遺漏のないようご配慮願いたい。

記

1、講義の遠隔化

講義の遠隔化とは、以下に例示するような方法を検討した上で実施すること。

なお、各科目のレポートの提出等の方法により受講確認を実施すること。

- (1) 講義の中継（ライブ配信）
- (2) オンデマンド配信
- (3) 講義を遠隔教育システム等で実施。

2、講義の遠隔化における留意事項

- (1) 受講者の責に帰さない機材及び設備等の不具合により受講ができない又は中断されることがないように実施すること（不具合により修了できなかった場合、再受講の機会を確保する等の措置を講じること）。
- (2) 技術的な理由等により、受講者が研修を受講できない等の不利益を生じないように配慮すること。